

独立行政法人海上災害防止センター

平成18年度業務実績評価調書

平成19年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
<p><b>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>(1) 組織運営の効率化の推進</b> センターは、函館、佐世保、鹿児島 の 3 箇所に支所を配置している。 これら 3 支所の主要業務は、国家石油備蓄会社から受託している国家石油備蓄会社が協同で保有する「防災解」の維持管理及び訓練業務であるが、平成15年度には国家石油備蓄会社が廃止され、民間操業会社の設立が予定されている。今後、これに伴って「防災解」による防災体制が見直される場合等においては、支所の廃止も含めて組織・機構・定員の見直しを行う。</p>	<p><b>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> センターは、運営維持に係る国費の投入を前提とせず、自立的・効率的な運営を行うこととされている。現状において余力は極めて少ないが、危機管理業務を的確に実施する本来の任務に支障を及ぼさない範囲で、業務運営の効率化を推進する。</p>	-	-	
<p><b>(2) 業務運営の効率化の推進</b> 一般管理費について、主たる事務所を移転させる等により、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。</p>	<p><b>(1) 業務運営の効率化の推進</b> 一般管理費について、既に実施済みの施策を継続することにより平成18事業年度の決算においても、中期計画の目標値を達成することとする。 (参考：対象額は、平成14年度予算一般管理費553,537千円)</p>	4	平成18年度の一般管理費を427,467千円とし、平成14年度に対し、126,070千円22.8%に相当する額を削減し、中期計画の目標値を大幅に超えて達成していることから、優れた実施状況にあると認められる。	・増加するのが一般的な傾向である一般管理費について、高い削減率を維持していることは評価できる。
<p>行政改革の重要方針を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人件費につ</p>	<p>行政改革の重要方針を踏まえ、概ね0.3%の人件費を削減する。</p>	-	平成18年度の人件費を312,531千円とし、平成17年度に対し、2,016千円0.65%に相当する額が増額となった。	

<p>いて5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね0.7%の人件費を削減する。</p>		<p>3</p> <p>人件費が増加した理由は、今後の人件費削減にも寄与する若年プロパー職員の新規採用に伴い、これらの者を事前に教育等するため前倒し採用したこと及び事案対応に伴う時間外手当の増によるもので、これらによる増加が無ければ、1,629千円0.52%の削減となっていた。</p> <p>平成18年度の増加は過渡的なものであると考えられ、今後は、若年プロパー職員が採用されたことに伴い、人件費が削減されていくと思われることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>俸給表の見直し等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p>	<p>国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年度当初に俸給表の水準を平均で4.8%引き下げ、給与カーブのフラット化、枠外昇給制度の廃止等を行う。</p>	<p>3</p> <p>職員俸給表の水準を平均で4.8%引き下げるとともに、役員給与月額6.7%引き下げ、給与カーブのフラット化及び枠外昇給制度をの廃止を実施していることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>事業費について、防災費を除き、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度に相当する額を削減する。</p>	<p>事業費について、既に実施済みの施策を引き続き推進することにより平成18事業年度の決算においても、中期計画の目標値を達成することとする。 (参考：対象額は、平成14年度予算対象事業費1,308,125千円)</p>	<p>4</p> <p>平成18年度の事業費を763,287千円とし、平成14年度に対し、544,838千円41.7%に相当する額を削減し、中期計画の目標値を大幅に超えて達成していることから、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p><b>(3) 関係機関等との連携の強化</b> 民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。</p>	<p><b>(2) 関係機関等との連携の強化</b> 沿岸海域災害対策協議会及び地区石油コンビナート等特別防災区域協議会他が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する。</p>	<p>3</p> <p>四日市、横須賀、大阪（堺泉北）、大分、周南及び岩国の6箇所において、海上災害防止センターの油回収装置等を参加させ、関係機関等との連携した訓練を実施していることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p><b>(4) 防災措置業務を、より効率的</b></p>	<p><b>(3) 有識者による「海上防災事業</b></p>	<p>日本財団、日本船主協会等海運関係業</p>	<p>・OPRC-HNS議定書の発効を踏</p>

<p>かつ効果的に実施するための方策についての検討を実施する。</p>	<p>に係る検討委員会」において取りまとめられた報告書及び提言を踏まえ、関係業界・団体と協議する等して防災措置業務をより効率的かつ効果的に実施する具体的方策を検討する。</p>	<p>4</p>	<p>界・団体のほか石油・石化企業等の陸上企業とも協議し、海上災害防止センターによる危険・有害物質（HNS）に関する防除体制等の検討を行い、我が国のHNS防災体制整備に貢献しており、自己収入の確保という観点からも高く評価できることから、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>まえ、海上災害防止センター自らが積極的に取り組んでおり、高く評価できる。</p>
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置実施事業</p> <p>海上保安庁長官の指示による排出特定油防除措置の実施、船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置の実施を迅速かつ的確に行うために必要な体制を確保するため、次の事業を実施する。</p> <p>機材部が全国10基地に保有する油回収装置の運用システムの構築</p> <p>機材部は全国10基地(横須賀、四日市、和歌山下津、大阪泉北、姫路、水島、松山、徳山下松、関門、大分)に油回収装置を配備している。近年の海洋環境に関する国民意識の向上や外国船舶の事故の増加に伴い、油流出事故発生時に迅速かつ効率的な防除措置を実施するため、防災部と機材部が協力して各配備基地毎に作業船の手配、油回収装置の運用、回収油の輸送及び一時貯蔵、最終処分等を含め、各地域の実情に合わせて一環したシステムを構築し、マニュアル</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置実施事業</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	

<p>化を行うとともに、関係者に対して事前に周知する。</p>				
<p>契約防災措置実施者の能力の向上 ア 契約防災措置実施者に対する訓練 排出油等の防除措置に係る知識と技能を教授する「海洋汚染対応コース」(国際海事機関カリキュラムに準拠)を修了した契約防災措置実施者の監督職員数を増加させるため、毎年度研修を実施する。</p>	<p>契約防災措置実施者の能力の向上 ア 契約防災措置実施者に対する訓練 28名の監督職員の研修を行い契約防災措置実施者の能力向上を図る。</p>	3	<p>防災訓練所において、契約防災措置実施者28名に対する「海洋汚染対応コース」(IMOカリキュラムレベル及び準拠)により、必要な知識・技能を加味した訓練を実施していることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>イ 巡回研修会 地方における巡回研修会に参加した契約防災措置実施者の職員数を増加させるため、毎年度、全国において契約防除措置実施者を対象とした巡回研修会を実施する。</p>	<p>イ 巡回研修会 稚内、新潟、姫路、松山、油津の5箇所において1箇所につき30名参加予定の巡回研修会を行い契約防災措置実施者の能力向上を図る。</p>	3	<p>契約防災措置実施者の防災能力の向上を目的として、海上災害防止センターから職員を派遣し、稚内、神戸、松山、日南及び新潟各地区5箇所において、計261名の参加を得て研修会を実施していることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p><b>(2) 機材事業</b> 船舶所有者等の排出油防除資材の備え付け及び油回収装置等の配備義務者に代わってオイルフェンス等の排出油防除資材を全国33基地に、油回収装置等を全国10基地に配備する。</p>	<p><b>(2) 機材事業</b> 全国33基地に配備してあるオイルフェンス等の排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。また、全国10基地に配備してある油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。</p>	3	<p>全国33基地の資材の点検及び全国10基地の油回収装置の作動点検を毎月実施するとともに、不具合箇所には必要な措置を施していることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>事故発生時に迅速に排出油防除資材を事故現場に搬出し、油</p>	<p>排出油防除資材を管理している33基地において搬出訓練を、</p>		<p>排出油防除資材搬出訓練を33基地において実施するとともに、油回収装置運</p>	

<p>回収装置等を確実に運用できるよう各基地で毎年度1回の訓練を行う。</p>	<p>油回収装置を管理運用している10基地において運用訓練を行う。</p>	<p>3</p>	<p>用訓練を10基地において実施していることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>
<p><b>(3) 海上防災訓練事業</b>  <b>訓練の重点化</b>  1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約に基づく船員法の規定による訓練に重点化を図った訓練計画を策定し、訓練を実施する。  特に、消防訓練を受けることが必要な危険物積載船に乗り組む上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた計画を策定し、訓練を実施する。</p>	<p><b>(3) 海上防災訓練事業</b>  <b>訓練の重点化</b>  海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース(5日間)を10回、消防実習コース(2日間)を8回それぞれ開催する。  標準コース5日間のうち2日間を消火実習として消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習を実施する。また、消防実習コース(2日間)については油・液化ガス・液体化学薬品消火実習に1日を充てる他、船内捜索、保護具・検知器取扱実習等を実施する。</p>	<p>3</p>	<p>標準コースを10回(計398名)、消防実習コースを8回(計282名)それぞれ実施していることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>
<p><b>有益な訓練の実施</b>  海上防災訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。  アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。</p>	<p><b>有益な訓練の実施</b>  平成17年度に実施したアンケートの結果を平成18年5月末までに取りまとめ詳細に分析した上、改善項目がある場合には同年6月から改善のための措置を実施する。  平成18年度に行う10回の標準コースについても、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。  平成18年度末にアンケートの結果を取りまとめた後、分かり易い講義であったかどうか等について評価を行った上で、講義</p>	<p>3</p>	<p>以下のとおり、計画どおりアンケート等を実施し、目標とする結果が得られていることから、着実な実施状況にあると認められる。  ・平成17年度のアンケート結果を分析し、平成18年度には、よりポイントを絞った講義内容に改善した。  ・上記改善策について、訓練専門委員会において「より有効である」と評価を受けた。  ・平成18年度のアンケートは、標準コース(10回)の参加者398名を対象に実施した。  ・86.9%の参加者が本コースが今後の実務に有益であると評価した。</p>

	<p>方法の改等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を70%以上の参加者から得られるようにする。</p> <p>更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、外部の評価を受ける。</p>			
<p><b>(4) 調査研究等事業</b> 過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。</p>	<p><b>(4) 調査研究等事業</b> 受託事業として「危険物の海上輸送時における海面・大気拡散防止策に関する研究」、日本財団助成事業として「タンカー火災の消火に関する調査研究」及び「流出油回収処理材の微生物分解処理技術実用化に関する調査研究」を実施する。</p>	4	<p>受託事業である「危険物の海上輸送時における海面・大気拡散防止策に関する研究」並びに日本財団助成事業である「タンカー火災の消火に関する調査研究」及び「流出油回収処理材の微生物分解処理技術実用化に関する調査研究」を計画どおり実施したのに加え、「北海道における流出油対応専門家会合運営業務」及び「九州中核LNG基地の海上防災対策に関する調査研究（八代港）」を実施していることから、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>・18年度計画以外の調査研究を実施したことは、自己収入の確保にもつながることから高く評価できる。</p>
<p>調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。</p>		-	-	
<p>自主研究を実施する場合は、外部評価を実施し、その結果をホームページ上で公開する。</p>		-	-	
<p><b>(5) 国際協力推進事業</b> 過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置</p>	<p><b>(5) 国際協力推進事業</b> 東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等向け</p>		<p>以下のとおり、計画どおり外国人研修を4回実施していることから、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>・東南アジア2カ国計10名を招聘し、</p>	

<p>に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>	<p>に、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修を4回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>	<p>有害液体物質の漏洩事故の対応のための基礎講習を実施した。</p> <p>また、同研修を実施するにあたり、フィリピン及びマレーシアにおいて、各国の現有資機材や現状の体制を把握するための調査を実施した。</p> <p>・海技大学校からの委託による「JICA研修（情報技術応用海事(航海)研修コース）」「海事安全教育訓練(機関)コース」を実施した。</p> <p>・(財)海上保安協会からの委託による「JICA集団研修(救難・防災)コース」を実施した。</p> <p>・日本オイルエンジニアリング株式会社からの委託によるクウェート人材育成プログラム「火災消防・流出油対応2週間コース」を実施した。</p>	
<p>訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。</p> <p>アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>平成17年度に実施したアンケートの結果を平成18年5月末までに取りまとめ詳細に分析した上、改善項目がある場合には同年6月から改善のための措置を実施する。</p> <p>平成18年度の外国人研修についても、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。訓練終了後にアンケートの結果を取りまとめ、訓練内容がニーズを踏まえたものであったか、また、分かり易い講義であったかどうか等を評価し、評価結果を委託元に報告することにより、事業計画への反映に努めるとともに、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益</p>	<p>以下のとおり、計画どおりアンケート等を実施し、目標とする結果が得られていることから、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>・平成17年度のアンケート結果を分析した結果、特段改善すべき事項は見当たらなかった。その旨、訓練専門委員会において了承された。</p> <p>・平成18年度のアンケートは、外国人研修（4コース）の参加者40名を対象に実施し、参加者全員（100%）から、これらの訓練が今後の実務に「有益」であると評価を受けた。</p>	

	<p>な訓練であるとの評価を70%以上の参加者から得られるようにする。</p> <p>更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、外部の評価を受ける。</p>			
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保 センターの収入は、基金及び特別積立金の利息収入の他、火災・油流出事故に対応した場合の防災負担金収入、受託業務収入、消防船の警戒料、資機材備付証明書発行料、訓練受講料等の自己収入で全て賅っており、今後とも自己収入の確保を図り、自立的な運営を行う。</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自立的な運営を図るための自己収入の確保 特殊法人等整理合理化計画において、「運営費交付金を前提とせず、自立的な運営を図る。」とされていることから自己収入の確保を最優先の課題とする。 出資金及び出えん金を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの排出油防除資機材の維持業務及び危険物の海上輸送時における海面・大気拡散防止策に関する調査研究等の受託業務収入、タンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書発行料、並びに船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保する。</p>	3	<p>年度計画で掲げた事業を適切に実施し、自己収入を確保するとともに、予算、収支計画及び資金計画について、それぞれ計画どおり実施していることから、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>なお、随意契約の状況については、平成17年度が一般競争入札9件67,193千円、随意契約88件601,772千円であったのに対し、平成18年度は一般競争入札10件75,320千円、随意契約89件526,816千円であり、ほとんど変化がなかった。</p>	<p>・随意契約については、防災業務の特殊性から、発災時に迅速な対応を可能とするよう、一定のレベルを維持している業者等に委託する必要がある、特定の相手を選んで契約することがやむを得ない場合もあるので、そのような特殊事情を踏まえて検討すべき。</p>
<p>(2) 予算(人件費の見積を含む。)</p> <p>(3) 平成15年度(10月1日～)～平成19年度収支計画</p> <p>(4) 平成15年度(10月1日～)～平成19年度資金計画</p>	<p>(2) 予算 年度計画参照</p> <p>(3) 収支計画 年度計画参照</p> <p>(4) 資金計画 年度計画参照</p>			

<p><b>4. 短期借入金の限度額</b> 排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。</p>	<p><b>4. 短期借入金の限度額</b> 排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。</p>	-	-	
<p><b>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b> なし</p>	<p><b>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b> なし。</p>	-	-	
<p><b>6. 剰余金の使途</b> 剰余金は予定していない。</p>	<p><b>6. 剰余金の使途</b> 剰余金は予定していない。</p>	-	-	
<p><b>7. その他業務運営に関する事項</b></p> <p><b>(1) 施設整備に関する計画</b> 消防演習場等の訓練施設及び2隻の消防船について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。</p>	<p><b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p><b>(1) 施設・整備に関する計画</b> 研修棟（研修施設分）空調機のフロン代替措置・修繕、消防演習場の発電機機関部のオーバーホールを行う。 消防船については、1隻の定期検査修理を行う。訓練船については、1隻の定期検査及び他の1隻の上架修理を行う。</p>	3	<p>研修棟（研修施設分）空調機は計画時より劣化が進んでいたため、平成17年に前倒し整備済みであり、また、消防演習場の発電機機関部は、点検の結果を踏まえ、オーバーホールを翌年度以降に実施することとしており、計画とは若干異なる対応を実施しているものの、状況に応じた適切な対応をとっていると認められる。また、消防船1隻の定期検査並びに訓練船1隻の定期検査及び他の1隻の上架修理を実施していることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p><b>(2) 人事に関する計画</b> 海上防災業務を的確に実施するための人事配置とする。</p>	<p><b>(2) 人事に関する計画</b> 方針 職員の配置に関して、油流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に</p>	3	<p>民間船社、海上保安庁及び財務省からの出向者18名の知見等を踏まえ、業務内容等を勘案し、職員を適正に配置していることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

	<p>関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり効率的な業務実施が可能となるよう適正な人事配置とする。</p>			
	<p>人員計画 年度末の常勤職員数を年度当初と同数とする。 (参考1) (1) 年度当初の常勤職員数 29人 (2) 年度末の常勤職員数 29人 (参考2) 平成18年度の人件費総額見込み 314百万円</p>	3	<p>計画どおり、年度末の常勤職員数を年度当初と同数の29名としていることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

- 5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
- 4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
- 3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- 2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
- 1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
				各項目の合計点数 = 61 項目数 × 3 = 57 下記公式 = 107 %

- <記入要領> ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。
- （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
  - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
  - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
  - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

- 1．一般管理費について、中期目標期間中の削減目標13%に対し、平成18年度において22.8%削減し、早い段階（平成16年度）で達成した高い削減率を継続的に維持していることは、高く評価できる。
- 2．事業費について、中期目標期間中の削減目標5%に対し、平成18年度において41.7%削減し、一般管理費と同様早い段階（平成16年度）で達成した高い削減率を継続的に維持していることは、高く評価できる。
- 3．防災措置業務に係る検討について、日本財団、日本船主協会等海運関係業界・団体のほか石油・石化企業等の陸上企業とも協議し、海上災害防止センターによる危険・有害物質（HNS）に関する防除体制等の検討を積極的に行い、我が国のHNS防災体制整備に貢献しており、自己収入の確保という観点も含め高く評価できる。
- 4．調査研究等事業について、「北海道における流出油対応専門家会合運営業務」等計画以外の事業も積極的に実施していることは、高く評価できる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

随意契約については、平成17年度88件に対し、平成18年度89件と大きな変化は認められなかった。今後は、防災業務等に係る契約については、随意契約とすることもやむを得ない場合があることなども考慮し、適切な見直しを実施すべきである。

（その他）

本来業務である防災措置の実施については、鉱石運搬船の座礁事故や貨物船と油タンカーの衝突事故における流出油の防除等4件を適切に実施するとともに、貨物ターミナルにおける有害液体物質流出事故等にも、防除活動に関する助言を実施するなど、その責務を適切に果たしている。